

## 能登半島地震の教訓を踏まえた防災啓発用映像制作事業委託仕様書

### 1. 業務名

能登半島地震の教訓を踏まえた防災啓発用映像制作事業

### 2. 契約期間

契約締結の日から令和8年3月16日まで

### 3. 委託業務の内容

・能登半島地震の教訓を踏まえ、県民に自助・共助の取組みを促す啓発動画を制作すること。なお、制作した動画は富山県公式YouTubeチャンネル、四季防災館等で公開するものとする。

・業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、業務全体の行程や動画制作の進め方等については、県と協議の上、実施すること。

#### <業務の概要>

#### ア 動画の企画・構成

- ・県と協議を行い、内容を決定し、動画の企画・構成を作成すること。
- ・令和6年能登半島地震のアーカイブ映像を入れること。
- ・「令和6年能登半島地震災害対応検証報告書（令和6年12月 富山県作成）」に記載された課題を踏まえた啓発内容とすること。

【参考】[令和6年能登半島地震災害対応検証報告書について](#)（県ホームページ）

#### （課題の例）

- 避難時に、食料や毛布、非常持出袋を持ち出した県民は、いずれも2割台に留まり、災害に備えて必要な物資を家庭内で備蓄し、持ち出す準備をしている県民は少ない。
- 適切な避難行動や避難先が県民に十分理解されておらず、車での避難による道路渋滞や指定された避難先以外への避難が発生した。
- 能登半島地震後も県民の約25%がハザードマップを見たことがないと回答している。

・動画を観た人に、自助・共助の必要性を認識させ、災害に備える行動を自ら起こすきっかけを与える内容であること。

・本業務におけるターゲットの考え方は下記表に示すとおりとする。

地域	富山県内全域
年代	小学生以上
現状	令和6年能登半島地震を経験したが、災害に備える行動をまだ実施できていない。
訴求内容	自助・共助の必要性の認知

・本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は下記に示すとおりとする。

行動変容	<ul style="list-style-type: none"><li>・地震等の災害に備え、普段から食料や水等を最低3日分備蓄する。</li><li>・災害時に持ち出す必需品をリスト化し、いつでも持ち出せるように非常持出袋を準備する。</li><li>・地震等の災害に備え、ハザードマップを事前に確認し、避難経路や避難所の位置を把握する。</li><li>・地震に備え、家具を固定する。</li><li>・災害時に家族や近所の住民と連絡が取れるように、連絡方法や連絡先を確認しておく。等</li></ul>
------	--

・制作にあたっては、既存の動画や画像（いずれも使用許諾が得られるものに限る。）を活用してよいものとする。

・動画はより多くの人に閲覧されるよう、再生回数を伸ばす工夫を行うこと。

#### イ 取材、撮影

動画の制作に必要な取材、撮影を行うこと。なお、実施時期については、県と調整し、事前に撮影日を発注者に連絡すること。撮影に際し必要となる使用料、入場料、著作権使用料等の経費は委託料に含まれるものとする。

#### ウ 編集

映像の加工・編集、BGM、音声、テロップ等の挿入などの編集作成を行い、完成までに発注者から複数回の内容及び修正指示の機会を設けること。テロップを入れる場合は、多言語化（英語）を行うこと。

#### エ 規格・長さ

(ア) 4K解像度(3840×2160)及びHD画質(1280×720)の動画データを納品すること。また、画角は16:9とすること。

(イ) 作成する動画は、①～③それぞれ1本、合計3本とする。

① 令和6年能登半島地震のアーカイブ動画(15分～20分程度)

② 県民に自助・共助の必要性を認識してもらい、災害に備える行動を促す啓発動画(5分～10分程度)

③ ①及び②の動画をまとめて編集したショート動画(30秒程度)

(ウ) 県防災危機管理センター内のデジタルサイネージなど各種媒体での発信も基本に、イベント等での二次利用も可能なものとする。その際、原則として令和7年度以降も継続的に配信できる内容とすること。

(エ) ファイル形式はウェブサイトやYouTubeで再生できるものとする。

(オ) パソコン、タブレット、スマートフォンでの表示に適したものとする。

(カ) Blu-rayプレイヤー、DVDプレイヤー等で再生できるものとする。

### 4. 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。

また、業務全体を統率する総括責任者及び進行管理者をおくこと。

## 5. 成果品・納品場所

### (1) 成果品

- ①実績報告書（紙媒体及び電子記録媒体（DVD-R） 1部ずつ）
  - ②動画のデータ（DVD及びBlu-rayディスクに記録したものそれぞれ3部ずつ。それぞれに番組タイトル、収録時間、制作年、製作者名を記載すること。）
  - ③本業務で作成した資料等の全ての電子データを収納した電子記録媒体（DVD-R）
- なお、本業務により作成し、県に提出した納品物の所有権は県に帰属するものとする。

### (2) 納品場所

〒 930-8501 富山県富山市新総曲輪 1-7 富山県危機管理局防災課  
電話：076-444-9697

## 6. 著作権等について

企画提案書に特段の記載がない場合、委託業務に関する著作権等は次のとおり取り扱うものとする。

(1) 納品された成果物（動画）及び委託業務に関する企画提案書等の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）は、すべて県に譲渡し、発注者（富山県、以下同じ）は、自由に利用・修正・公開することができるものとする。

(2) 第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

(3) 制作にあたっては、肖像権、意匠権、著作権及びその他の権利等について撮影前に発注者の了承を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担は受託者が行うこと。

(4) 映像・音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、発注者は、責任を負わないものとする。

(5) 受託者自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格を行使しないものとする。

## 7. その他

(1) 受託者は、委託業務の実施を自ら行うものとし、他の者にその実施を再委託することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けたときはこの限りではない。

(2) 受託者は、この契約による委託業務を実施するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 業務の実施にあたって、受託者単独での業務が困難な場合においては、受託者の有するネットワークを活用のうえ、業務をサポートできる専門家等と連携し、最大の成果を

生み出すように努めることとする。

(4) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、発注者と受託者で協議し、進めることとする。

#### **8. 委託料の支払い等**

委託料の支払いは、委託業務完了後の精算払とする。